

リース事業の活用で安定経営を

岡山県農林水産部畜産課

近年、個人利用機械の導入が可能な各種リース事業に対して、多くの関心が寄せられるようになっております。そこで、今回は畜産環境整備リース事業（以下、「畜環リース」）を主体に国のリース制度について紹介します。過去に利用された方も多くは思いますが、民間のリース事業とは異なる点も多く、内容をより深く理解いただき、経営の一助としてください。

1 畜環リースの特長

（１）導入時の資金が不要

機械代金はリース料として分割で支払うようになるので、導入時に購入資金を準備する必要がありません。購入費用が大きくなる場合でも借入に頼る必要がないため、金融機関からの借入枠は残したまま、100%別枠の新しい資金調達力を得ることになります。

（２）導入機械の選定は自由

対象は畜産関係の機械全般になります。一部に利用規模、上限単価等条件がつくものもありますが、基本的には経営の規模、使い方などから最も経営に適した機械、機種を自由に選ぶことができます。

（３）リース物件は最終的に自分のものに

畜環リースは物件の譲渡を前提とした制度なので、リース料の支払い終了後、本体価格の10%を支払うことで譲渡となります。

（４）申込みは随時可能

年度や時期に関係なくいつでも申請ができます。また、申請から貸付決定までの期間も短く、書類さえそろえば1週間程度で貸付決定が出る場合もありますので、急を要するときでも対応が可能です。

2 リース条件

（１）利用対象者

畜産業を営む個人、法人。

（２）対象機械

機械は畜産関係のものならほぼ全て対象

になります。施設については堆肥舎、浄化槽など糞尿処理に係るものは対象になりません。

（３）申請窓口

次の4団体を通じてお申し込みください

- ・JA全農おかやま
- ・おかやま酪農協
- ・(社)岡山県配合飼料価格安定基金協会
- ・烏城養鶏農協

（４）必要となるリース料

リース料は本体価格を分割した「基本貸付料」、利息に相当する「附加貸付料」と「消費税相当額」に加え、各種保険料により計算されます。次ページに計算例を挙げていますので参考にしてください。

①基本貸付料（＝本体価格）

「購入価格の90%÷貸付年数」が毎年の支払い額になります（10%は譲渡額）。支払い1年目は負担を軽くするため4ヶ月分のみ、最終年に残り8ヶ月分を払って終了になります。

②附加貸付料（＝利息）

「貸付残高（譲渡額・税抜き）×利率」で計算されます。民間のリースと異なり、譲渡額（10%）は除いて計算されるのが畜環リースの有利な点です。利率は公庫資金の金利と同じに設定されていますが

（H22.3.1現在で1.7%）、認定農業者であれば0.5%の減額措置も受けられます。

③動産総合保険料

畜環リースではリース期間中の事故、盗難等に対する損害保険への加入が義務づけられています。機械の場合に適用される“動産総合保険”は「購入価格（税込み）×保険料率×残価率」で計算された金額を1年目に一括して支払うようになります。

保険料率は機械の種類により0.21～0.38%まで幅があり、一般的な機械は0.31%に設定されています。残価率は貸付期間毎に設定されており、7年の場合430/100です。期間が長くなるほど率は上がります。

計算例) A農場が貸付期間5年間、年1回払いで2,000,000円の機械をリースした場合

支払時期	基本 貸付料	消費税 相当額	附加 貸付料 (1.7%)	動産総合 保険料 (0.31%)	保証 保険料 (0.5%)	年支払額	備 考	
1年目	120,000	6,000	10,200	27,993	13,530	177,723	4ヶ月分のみ	
2年目	360,000	18,000	28,560	-	8,090	414,650		
3年目	360,000	18,000	22,440	-	6,170	406,610		
4年目	360,000	18,000	16,320	-	4,250	398,570		
5年目	360,000	18,000	10,200	-	1,550	389,750		
6年目	リース料	240,000	12,000	2,720	-	260	254,980	8ヶ月分で計算
	譲渡額	200,000	10,000	-	-	-	210,000	
支払額合計	2,000,000	100,000		152,283		2,252,283		

④保証保険料

リース料納付に対する保証保険で、「〔貸付残高（譲渡額・税込み）＋附加貸付料〕×保険料率」で計算されます。

なお、1年目と2年目の保険料は、あわせて1年目に、3年目の保険料は2年目の支払い時にそれぞれ前払いでの納付となります。

貸付終了までに支払う金額は以上です。利率は1.7%でも実際には保険料とあわせて2.5%程度になるため、本体価格200万円の機械の場合、6年間の総支払額は15万円程度増えることとなります（計算例）。ただ、認定農業者の0.5%減額適用を受ければ12万円程度に抑えられますし、貸付審査の迅速性や、何より新たな借入をせずに済むことを考えれば、リースで必要機械を導入するメリットは大きいと思いますので、今回の内容を材料に制度資金等と比較して有利な方を選択ください。

3 補助付きリース制度の紹介

今回紹介した畜環リースの他にも、一部の機械・施設については保険料以外の経費に補助が受けられる制度がありますので、あわせて内容を紹介します。

(1) 畜産経営生産性向上支援リース事業

補助率1/3の制度です。対象は①生産効率向上のための機械（換気扇、飼料攪拌機他）、②労働力軽減のための機械（自動給餌機、集卵装置他）、③自給飼料関連機械、エコフィード給餌装置等となります。詳しく

くは各窓口団体、県民局へ問い合わせください。

平成22年度の申請については4月早々にも各団体を通じた要望調査を行い、予算枠の配分を行う予定にしています。配分終了後の要望は受けられなくなるので、希望する方は早めに団体へ相談ください。

(2) たい肥調整・保管施設リース事業

補助率1/2の制度です。対象となるのはたい肥の調整・保管施設（ストックポイント）及び施設設置により必要となる機械（ホイールローダー、マニュアルブレッダー等）となります。機械は施設と同時に整備する場合のみ対象となるのでご注意ください。

こちらは4月以降、受付順に貸付決定が行われ、全体の予算額に達した時点で受付終了となります。希望する方は早めに計画・申請を行うようにしてください。

以上となりますが、“借入”であることには変わりありません。自らの経営内容を確実に把握したうえで、リース制度を安定経営に活かしていただきたいと思います。